

令和6年度10月専決補正予算の概要

■ 予算議案

令和6年度近江八幡市一般会計補正予算(第7号)

■ 令和6年度一般会計補正予算(第7号)(専決日:令和6年10月9日)について

令和6年10月9日の衆議院解散に伴い、10月27日執行の選挙経費について、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項に基づき、長の専決処分とし、同条第3項に基づく議会の承認については、11月27日開会予定の市議会定例会において報告するものです。

【地方自治法第179条第1項】

長の専決処分:議会を招集する時間的余裕がないと認めるときは、その議決すべき事件を処分することができる。

【地方自治法第179条第3項】

専決処分を行った場合には、次の議会において専決処分内容を報告し承認を求めなければならない。

1 会計別予算額

(単位:千円)

区 分	補正前予算額	補 正 額	計	補正回数
一 般 会 計	46,353,704	44,970	46,398,674	第7回

2 一般会計財源内訳

(単位:千円)

区 分	補正前予算額	補 正 額	計	備 考
県支出金	3,351,784	44,970	3,396,754	
歳入合計	46,353,704	44,970	46,398,674	

3 一般会計補正予算(第7号)事業一覧

(単位:千円)

所 属	事 業 名	内 容	金 額
選挙管理委員会	国選挙執行事業【衆議院総選挙 最高裁判所裁判官国民審査啓発 事業】	衆議院総選挙および最高裁判所裁 判官国民審査啓発経費	150
選挙管理委員会	国選挙執行事業【衆議院総選挙 最高裁判所裁判官国民審査執行 事業】	衆議院総選挙および最高裁判所裁 判官国民審査執行経費	44,820